

大規模災害時の帯広市議会議員の行動マニュアル

1 大規模災害発生時

- (1) 議員は、大規模災害が発生したときは、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- (2) 議員は、議会事務局からの災害情報を確認後、自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立する。
- (3) 議会事務局は、全議員の安否を議長に報告するとともに、各議員へ伝える。また、必要に応じて随時、災害に係る情報を各議員へ提供する。

※会議開催中の対応

- ① 議長（委員長）は、本会議（委員会）開催中に大規模災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に対し、議員の安否確認ほか議員や傍聴者等の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 議長（委員長）は、議員が連絡体制を確立した上で、速やかにそれぞれの地域での支援活動を行えるよう配慮する。

【全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない大規模災害判断基準】

- (1) 市内で震度 5 以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、大雪、暴風等により災害対策本部が設置されたとき

※安否情報の確認をはじめとする連絡体制の確立は、別紙「大規模災害時の連絡・情報収集体制フロー」により行う。

2 【初動期】（発災からおおむね 24 時間が経過するまで）

- (1) 議会の対応
 - ① 議長の指示に基づき、議会事務局は情報の収集・整理を行い、議長に把握した状況及び市の対応状況を速やかに報告するとともに、議員からの被災情報で特に緊急性を要するものについては帯広市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に提供する。
 - ② 議長は、議員に対し、収集・把握した災害に係る情報を適宜提供する。
- (2) 議員の対応
 - ① 議員は、自身の安全を確保した上で地域の被災者の安全確保、避難誘導等に地域の一員として協力する。

3 【初動期経過後議会が通常の機能を回復するまで】（発災24時間後からおおむね72時間が経過するまで）

（1） 議会の対応

- ① 議長は、議員からの被災情報を収集・整理し、災害対策本部に提供する。
- ② 議長は、議員に対し、議会事務局が入手した災害対策本部からの情報をはじめ収集・把握した災害情報を的確に提供する。

（2） 議員の対応

- ① 議員は、議会事務局との連絡体制を確保しつつ、先の安否情報に変更がある場合は随時連絡する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に情報を提供する。
- ③ 議員は、地域の一員として、避難所支援など地域コミュニティ等における助け合い・援助の取組みが円滑に行われるよう協力する。また、市民に対し、知り得た正確な災害情報を提供する。